

令和元年度第1回定時評議員会議事録

- 1 日 時 令和元年6月19日(水) 午後1時00分から午後2時45分まで
- 2 場 所 小平市美園町1丁目8番5号 小平市民文化会館会議室
- 3 出席者 磯崎澄(議長)、伊藤俊哉、田村浩三、吉本祐之
遅参による出席者 なし
欠 席 者 今井美代子、緒形まゆみ
理 事 教山代表理事
事 務 局 近藤事務局長兼総務課長、神山事業課長、玉井事業担当係長
小山ふるさと村担当係長、杉本管理担当係長、益子総務担当係長

4 議 題

議事録署名評議員の選出について

第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団平成30年度事業報告及び決算について」

報告事項 ステップアップ実行プログラムと数値目標について

第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団理事に教山裕一郎氏を選任することについて」

第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団理事に栗山丈弘氏を選任することについて」

第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団理事に剣持庸一氏を選任することについて」

第5号議案「公益財団法人小平市文化振興財団理事に篠宮智己氏を選任することについて」

第6号議案「公益財団法人小平市文化振興財団理事に玉置善己氏を選任することについて」

第7号議案「公益財団法人小平市文化振興財団監事に関口徹夫氏を選任することについて」

第8号議案「公益財団法人小平市文化振興財団監事に高橋昭氏を選任することについて」

5 議事の経過とその結果

午後1時00分、磯崎議長が開会を宣言した。

(1) 定足数の確認

近藤事務局長兼総務課長(以下「近藤事務局長」という。)より、会議成立に必要な定足数について、評議員現在数6名、会議の定足数4名のところ、本日の出席者4名という報告があり、定款第19条の規定により定足数に達しているので会議は成立している旨が確認された。

(2) 署名評議員の選出

磯崎議長が、議事録署名人として伊藤評議員を選出する旨を諮ったところ、全員異議なく、伊藤評議員が選出された。

(3) 第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団平成30年度事業報告及び決算について」

近藤事務局長から、次のような報告があった。

去る5月24日、久保田監事及び松岡監事により、事業執行状況及び財務諸表等の監査を行っていただいた。両監事からは、「特に指摘事項はなし」との監査講評をいただいた。

なお、講評以外の意見として、「財団は、文化振興の中心たる役割と、集客拠点としての役割を担っている。引き続きそのバランスを考慮した運用をしてもらいたい。」との意見をいただいた。

また、契約関係として、「契約手続及び履行状況の確認を定期的に行うなど、仕様に基づき適正に業務が履行されているか、十分に注意を払ってほしい。」との意見をいただいた。今後も、事業及び財務等の業務執行について、引き続き適正な処理に努めていきたいと考えている。それでは、事業報告並びに財務諸表等について、それぞれ担当職員から説明させていただく。

続いて、神山事業課長から、事業報告について次のような説明があった。

平成30年度の事業の実施状況と施設運営状況について説明する。

平成30年度は、小平市民文化会館、小平ふるさと村の指定管理期間の5年目として、また、開館・開園25周年として、各種事業の充実を図るとともに、利用しやすい施設を目指し施設運営を行った。

初めに、小平市民文化会館である。平成30年度事業報告・財務諸表等の冊子24ページ、中ほどにあるとおり、小平市民文化会館は、当初の予定通り60事業を実施し、入場者5万2千347人の来場をいただいた。昨年度と比較して、1事業、2,166人の増である。

冊子6ページからの自主事業の報告の中で、完売となった公演を紹介する。大ホールでは、「フジコ・ヘミング ピアノ・リサイタル」、「劇団四季 ソング&ダンス65」、「よしもとお笑いまつり in 小平2018」、「ルネこだいら名人会 おしゃれで素敵なおしやれで素敵な“えりぬき寄席”」、「南こうせつコンサートツアー2018」、「おかあさんといっしょ ガラピコぷ〜がやってきた!!」、中ホールでは「第11回、第12回 ルネ・お笑い演芸館」、レセプションホールでは、「アフタヌーンコンサート 華やかな木管四重奏」、「サロンコンサート 心に響く二胡とチェロの世界」が完売となった。

次に、別紙A4版資料の平成30年度の小平市民文化会館自主事業計画にそって説明する。

平成30年度は、①開館25周年事業の実施、②「吹奏楽のまち小平」の推進、③子育て世代向けの企画の充実、の3つを事業目標として掲げて事業を実施した。

目標の一つ目、「開館25周年事業の実施」としては、祝祭感あふれる華やかな公演を行い、計画に掲げた3つの公演をはじめ、各公演とも多くの来場をいただいた。また、館内には25周年記念フラッグを掲げ、祝祭感を演出した。

二つ目の「『吹奏楽のまち小平』の推進事業」としては、冊子15ページの育成系事業の(2)ぱんだウインドオーケストラによる吹奏楽クリニックを中高生を対象に行い、技術の向上を支援するとともに、同(3)の全国大会記念演奏会、同(4)の吹奏楽フェスティバルなどの発表の機会の提供や、冊子13ページ啓発系事業の(2)(7)の小学校へのお前コンサート、同(8)の陸上自衛隊音楽隊、同(9)の東京消防庁音楽隊演奏会など、吹奏楽に触れる機会の提供を行った。

三つ目の「子育て世代向けの事業」としては、冊子12ページ啓発系事業(1)の夏休みフェスタで、様々な団体との協力により子ども向けの企画を実施した。また、冊子7ページ鑑賞系事業(9)の音楽の絵本、9ページ、(22)の親子ふれあいコンサート、11ページ(33)のおかあさんといっしょ ガラピコぷ〜がやってきた、など多くの親子に楽しんでいただいた。

昨年度から始めた平櫛田中彫刻美術館との連携事業であるが、冊子22ページ地域振興事業(1)にあるとおり、今年度は「平櫛田中彫刻美術館の彫刻道場」を行った。これは、平櫛田中彫刻美術館、武蔵野美術大学彫刻科との連携事業で、ルネこだいらの展示室を会場に彫刻体験を行ってもらうものである。武蔵野美術大学学生の指導の下、2日間かけて木彫の小作品を制作する「し

「木彫制作」と、簡単な作品を作る「気軽に木彫体験」の2つを実施し、多くの方に彫刻体験をしていただいた。両館の連携事業として大きな効果があったので、今年度も引き続き実施をする予定である。

その他の個別の事業としては、冊子6ページから24ページに掲載している。全体としては、6ページからの鑑賞系事業は36事業、30,145人、12ページからの啓発系事業は10事業、7,411人、15ページからの育成系事業は4事業、6,766人、17ページの支援系事業は4事業、2,455人、22ページからの地域の振興に関する事業は5事業、4,216人、24ページの小平市からの受託事業は1事業、1,354人、合計60事業、52,347人の来場をいただいた。

次に冊子25ページ、会館の各施設の利用状況である。大ホールの使用率は、80.1%、前年度比4.2ポイントの減、中ホールの使用率は、78.0%、前年度比4.6ポイントの増、レセプションホールの使用率は、87.9%、前年度比0.9ポイントの増となっている。練習室1,2,3の使用率は、99%以上であり、高い使用率となっている。利用人数は、ホール、展示室、練習室、会議室など全施設合計で27万7千389人、前年度比2,473人の増(0.9%増)である。

各施設の利用促進として、情報紙リニューアル以降、各号でホール、展示室などの案内を掲載し、利用促進を図っている。また、本日机上配布した市報こだいら平成30年8月20日号において、小平市に協力をいただき、10,11ページの見開き、カラーで2ページにわたり特集を組み、会館利用についてPRを行った。今後も引き続き、会館利用のPRの充実を図っていく。

次に、27ページ、施設修繕実績である。主な修繕としては、経年劣化に対する修繕として、冷温水一次ポンプR-1a フート弁等交換修繕、大ホール舞台照明設備弱電盤内ブリティナM調光操作卓等交換修繕、自動ドア修繕などを行ったほか、情報ロビー照明器具交換修繕などを行い、質の向上を図るなど、合計48件の修繕を行った。

また、市が行う工事としては、別紙A4版小平市予算による工事实績にあるとおり、中ホール主操作盤、吊物制御盤等交換工事を行った。

今後も市と綿密な調整を行い、計画的かつ効率的な修繕を行っていく。

次に冊子30ページ、避難訓練コンサートである。平成30年度は、警視庁音楽隊を迎えてコンサートを行った。訓練内容としては、小平警察署の協力のもと「テロ対策」をテーマに行い、不審物発見への対処方法、来場者の避難誘導訓練、警備犬による犯人確保訓練を行い、職員のスキルアップを図った。

次に冊子31ページ、ルネこだいら友の会会員数の推移である。平成30年度末で3,105人である。内訳としては、退会が382人、新規入会が397人、合計プラス15人という状況である。

平成30年度、小平市民文化会館の自主事業と施設運営状況等の報告は以上である。

続いて、小平ふるさと村について説明する。小平ふるさと村の事業については、冊子24ページ中ほど下にあるとおり、当初の予定どおり、44事業を実施し、11,672人の参加をいただいた。昨年度と比較して、651人の減である。

別紙A4版資料の平成30年度の小平ふるさと村自主事業計画では、①開園25周年事業の実施、②地域の歴史・伝統文化の継承、③地域の振興と「にぎわい」の創出、の3つを事業目標として掲

げて事業を実施した。

一つ目の25周年事業としては、冊子21ページ地域振興事業（5）灯りまつりで新たにかきの木公園を活用したイベントを行い、新たな魅力づくりを行うほか、園内に開園25周年をお知らせする掲示を行うことで、お祝いの雰囲気を出した。

二つ目の地域の歴史・伝統文化の継承事業としては、冊子18ページからの歴史的文化の継承事業の（2）柏もちづくり、（12）手打ちうどん作りなどの郷土学習、（7）七夕飾り、（16）餅つき、（19）豆まきなどの伝統行事、冊子20ページの展示事業の（2）盆棚飾り、（8）あぼひぼ飾り、（9）まゆ玉飾りなどの展示、冊子18ページ（5）ベーゴマ大会などの昔遊び体験などを実施した。

三つ目の地域の振興と賑わいの創出事業としては、冊子21ページ地域振興事業（1）の花まつり、（5）の灯りまつりなどのイベント、（2）小学生によるよさこい踊りの披露、（6）古民家コンサート、（10）ふるさと村寄席などを実施した。

その他の個別の事業報告としては、冊子18ページから21ページの記載のとおりである。全体としては、郷土の歴史的文化の継承事業は、18ページからの参加事業として22事業、2,836人、20ページの展示事業として11事業、21,984人、地域の振興に関する事業は21ページの11事業、8,836人である。

小平ふるさと村での事業全体では、合計44本の事業を実施し、参加者数は、3万3千656人、前年度比679人の減、展示事業を除いた参加者数は、1万1千672人、651人の減である。

次に冊子26ページ、入園者数である。5万9千578人、昨年と比較して、2千361人の減である。これは、夏の酷暑、秋の連続した週末の台風、厳しい冬の低温など天候の影響が主な要因と考えているが、事業全体についても不備がなかったか検証を行っている。

次に冊子29ページ、修繕実績である。主な修繕として、主に経年劣化に対応するものとして、滝ポンプ修繕、水路用ろ過設備修繕などを行ったほか、ベビーシート設置などを行い、質の向上を図るなど、合計14件の修繕を行った。今後も市と綿密な調整を行い、計画的かつ効率的な修繕を行っていく。

以上が平成30年度、小平ふるさと村の自主事業と施設運営状況等の報告である。

また、平成30年度には、引き続き、令和元年度から5年間の指定管理の指定を受けることができた。今後とも、市民文化会館、ふるさと村の両施設の事業運営については、小平市や小平市文化協会など関係団体との連携を図りながら、小平市の文化芸術の振興、及び文化財の保存及び地域文化の伝承を図るとともに、地域活性化のための事業を展開し、多くの方に来場していただけるような施設運営を行っていく。

私からの説明は、以上である。

続いて、近藤事務局長から財務諸表等について次のような説明があった。

冊子32ページの「3 役員等に関する事項」から報告する。理事・監事の現在の任期は、平成30年度のうち最終のものに関する定時評議員会までとなっている。また、評議員の現在の任期についても、平成30年度のうち最終のものに関する定時評議員会までとなっている。

次に、33ページの「4 役員会等に関する事項」である。理事会の開催状況は、記載のとおり定時理事会を3回開催した。評議員会は、定時評議員会を3回開催した。議事事項については、記載のとおり、それぞれ承認をいただいた。

次の「5 事業報告の附属明細書」であるが、説明した事業報告の内容以外に「事業報告内容を補足する重要な事項」に該当する事項はないことから、その旨を記載している。

続いて平成30年度決算状況について説明する。

まず、冊子36ページの平成31年3月31日現在の貸借対照表である。Ⅰの資産の部は、流動資産と固定資産を合わせた資産合計は、6億4,180万435円となっている。その下のⅡの負債の部であるが、流動負債のみで、その合計は、8,539万9,672円となっている。Ⅲの正味財産の部の指定正味財産は、5億円で変更はない。一般正味財産は、5,640万763円で、うち特定資産への充当額は、5,000万円となっている。正味財産合計は、5億5,640万763円である。また、負債及び正味財産の合計は、6億4,180万435円で、中段の資産合計と一致している。

次に、冊子37ページの貸借対照表内訳表であるが、これは公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の会計区分ごとの内訳を示したもので、右端の合計欄は、先ほど説明した貸借対照表の金額と一致している。

次に、正味財産増減計算書であるが、先に、40ページ、41ページの正味財産増減計算書内訳表から説明する。40ページ上段、Ⅰ一般正味財産増減の部、1経常増減の部、(1)経常収益から説明する。

主なものとして、公益目的事業会計・公1「文化芸術及び地域の振興に係る事業」は、③の事業収入として、チケット売上の自主事業収入や市からの指定管理料収入である施設管理収入がある。施設管理収入は、主に財団職員の人件費、会館等の清掃・警備・受付事務等や、会館の舞台設備の操作業務委託等の施設の管理運営に要する経費である。④の受取補助金等の受取民間助成金として、公益財団法人東京都歴史文化財団フレッシュ名曲コンサート共催分担金の受取助成金等、⑦の雑収入はグッズ売上や共催事業販売手数料等の雑収入等によるもので、経常収益の合計は、4億4,753万8,633円である。

次に、収益事業等会計の収1「受託チケット等の販売」による収益は、127万4,105円である。

また、他1は、指定管理業務の一部である「市民文化会館の公益目的外貸出」であり、市からの施設管理収入のみで7,657万8,856円である。これらの収益事業等会計の合計額は7,785万2,961円となっている。

法人の運営に係る法人会計は、5年もの国債等で運用している収益と小平市補助金等で合計333万3,516円となり、経常収益の合計額は、5億2,872万5,110円である。

次に、中段の(2)経常費用①事業費であるが、公益目的事業会計の合計は、4億4,437万2,580円となっている。

主なものとして、給料手当は、財団職員の給料手当の支給費用、福利厚生費は、財団職員の社会保険料等の事業主負担に要する費用、修繕費は施設の修繕費用、印刷製本費は情報紙やチラシ・ポスターの印刷費等、広告宣伝費は新聞広告の掲載料等、光熱水料費は電気・ガス・水道の使用料、賃借料は施設予約管理システム等の賃借料やパソコン等の事務機器などの賃借料、手数料は振込手数料や音楽著作権料等、支助助成金は文化協会への補助金、委託費は会館等の清掃・警備・受付業務等や会館の舞台設備の操作業務等の委託料となっている。

次に収益事業等会計の、「収1」の事業費計は、受託チケットの販売等に係る実費相当分として、

67万9,407円である。

また、「他1」の事業費計は、施設の公益目的外貸出等に係る実費相当分として、7,657万8,856円である。

なお、平成30年度の市返還金支出はない。これにより、収益事業等会計全体の事業費計は、7,725万8,263円で、法人会計を除く会計の事業費の合計額は、5億2,163万843円である。

次に、冊子40ページ下段から41ページ上段の②管理費は、法人会計のみの費用で、333万3,516円である。その下の段の経常費用計であるが、右端の、法人会計を含めた全会計の合計は、5億2,496万4,359円である。これらの状況から、当期経常増減額は、公益目的事業会計はプラス316万6,053円、収益事業等会計はプラス59万4,698円、法人会計はプラスマイナス0円となり、全会計合計は、プラス376万751円となっている。

やや下の他会計振替額であるが、収益事業等会計は、59万4,698円のプラスとなることから、管理費相当分を控除した59万898円を公益目的事業会計に振り替えるものである。これにより、当期一般正味財産増減額は、公益目的事業会計はプラス375万6,951円、収益事業等会計はプラス3,800円、法人会計はプラスマイナス0円となり、全会計合計では、プラス376万751円で、当期経常増減額と変化はない。

その結果、一般正味財産期末残高は、公益目的事業会計は5億5,367万872円、収益事業等会計は2万6,102円、法人会計は100万6,789円である。一番下の今期の正味財産期末残高であるが、法人会計を除き、今説明した一般正味財産期末残高と同額であり、法人会計は指定正味財産5億円を加えて、5億100万6,789円で、右端の合計額は5億5,640万763円となっている。

次に、冊子38ページの正味財産増減計算書である。これは、これまで説明した内訳表の右端の合計欄のみを総括的に計上したものである。

次に、冊子42ページからの財務諸表に対する注記であるが、財務諸表の補足説明資料である。43ページには「5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」を示している。「8 引当金の明細」は、賞与引当金の当期の増減を示している。

次に、冊子44ページの附属明細書であるが、「1 基本財産及び特定資産の明細」、「2 引当金の明細」を記載することとなっているが、先ほどの財務諸表に対する注記に記載したため、省略している。

最後に、冊子45ページの平成31年3月31日現在の財産目録であるが、前段で説明した、貸借対照表の明細書として、資産と負債のそれぞれについて詳細に記したものである。

説明は、以上である。

事務局からの提案説明後、審議に入った。その要旨は次のとおりである。

吉本評議員 1点目として、自主事業では様々な著名人を招いているが、どんな方法で出演者を選出しているのか。

2点目として、ふるさと村の入園者数が減少したということだが、当該年度のみ減少したのか、あるいは年々減少する傾向なのか。

神山事業課長 1点目の自主事業のプログラムの選定については、市民文化会館の意義を踏まえ、

様々な方に来場いただけるよう、芸術を幅広く捉え事業を行っている。クラシック等の音楽、落語、漫才、映画、演芸等、年間トータルで60事業程度を目標に企画している。また、全体の事業の中で、ジャンル等のバランスを検討していく。例えば、昨年はバイオリンのリサイタルを実施したため、今年はピアノのリサイタルとするなど、前年度と違う催し物となるような配慮も行う。イベンター等の事業者から提供される公演情報も参考にし、月2回実施する企画会議でプログラム・演者の選定を行っている。その他、来場者からアンケートや、ルネ鑑賞モニターから演者に関するリクエストも寄せられるため、そうした要望にも応えるようにしている。

2点目のふるさと村の入園者数について、平成26年度から平成30年度までの5年間の推移としては、平成26年度の入園者数よりも、各年度の入園者数は上回っているが、単年ごとの評価としては、減少している年度もある。なお、前年度よりも大きく入園者数が減少した平成30年度は、夏は猛烈な酷暑に見舞われ、ふるさと村に限らず、その他の屋外の公共施設でも影響が大きかったと聞いている。また、今年の秋は、多くの入園者数が見込める週末ごとに、繰り返し台風が襲来しており、減少した主な要因であったと考えている。一方で、自主事業ごとの集客としては、郷土の歴史的文化の継承事業は、前年度の入園者数を上回り、展示事業においても、前年度とほぼ同数であった。このことから、事業を行っていない平時の期間に、どれだけ集客できるか、魅力的な新たな事業を付加できるかが課題になると考えている。次年度については、そうした点も踏まえた事業計画を立てていく予定である。

田村評議員 自分が評議委員に就任して以来、平成30年度は初めての黒字決算となった。黒字の決算になった要因をどのように捉えているのか。

近藤事務局長 主な要因としては、平成30年度は開館25周年ということもあり、例年よりも祝祭感を演出するため、華やかな公演を多数実施した。これらの公演のチケットが予想を上回る販売率となったため、黒字の決算に繋がったと捉えている。

田村評議員 チケットの販売率について、年度ごとに集計された数値はあるのか。

近藤事務局長 詳細は、後ほどの議題で説明させていただくが、「数値目標3」のルネこだいらにおける自主事業のチケット販売率に記載されている。

田村評議員 前年度比較でチケット全体の販売率が、76.38%から80.00%に増加している。個別の事業単位の収支は、販売率が80%ぐらいになればトントンになるということか。

神山事業課長 計画段階の収支予想は販売率だけではなく、チケット価格の設定もあるため、一律に販売率が80%になれば、収支がトントンになるというわけではない。

田村評議員 今までは、チケットの販売率は85%を目標に掲げてきた。平成30年度は、85%を下回るが、黒字の決算となった。掲げていた数値目標が高すぎたということか。適正な数値目標は何%ぐらいなのか。

神山事業課長 計画段階では、黒字になる事業と赤字になる事業のバランスを取り、事業全体として数字を捉え、トータルでマイナスにならないことを目標に計画を立てているが、予想通りの結果を得ることは難しい。また、知名度や人気が高い出演者の事業は黒字となることもあるが、吹奏楽フェスティバル等の育成系の事業は、入場料が無料である

ため赤字となる。しかし、そのような事業でも文化の振興という公益財団としての使命もあるため、実施していくべきものと考えている。

田村評議員 議論を一括りにしてしまい申し訳ない。チケット販売率の数字は、鑑賞系事業の有料公演に関する数字であり、その販売率の目標を85%としているということか。また、次年度以降に設定している新たな目標に関連し、多様性をテーマとする事業が増えていくとすれば、チケットの販売率に影響しない鑑賞系事業以外の事業が増えていくということになるのか。また、そうした事業は採算性が悪いと思う。平成30年度は、運よくチケット販売率も高く黒字の決算となったが、今後も採算性が悪い事業を実施しても、長期的な計画として収支バランスがとれるということか。

神山事業課長 チケット販売率を正確に予測することは難しいが、出来るだけ多くの方に来場・観覧いただきたいと考えており、平成30年度までは、「チケット販売率85%以上」とする目標を掲げ努力を重ねてきた。次年度以降の計画としても、入場料無料公演の事業は減らさずに維持し、有料公演についても、数値目標としては掲げないが、チケットの販売率が85%以上となるよう努力を続ける。

伊藤評議員 1点目として、平成30年度の財務諸表関係で、法人会計の経常収益に施設管理収入が計上されている。今まで計上されることはなかったと思うが、どういう経緯で計上することとなったのか。また、同様に雑入についても初めて計上されていると思うが、これはどういった内容か。

2点目として、先ほども触れられているが、平成30年度は黒字の決算となった。公益財団法人の経営としてどういう意味を持つのか、財団としての考えを伺いたい。

近藤事務局長 1点目の雑収入について、基本財産運用として5億円を国債で運用していたが、ここで満期を迎えた。預替にあたっては、近年の低金利政策の影響で、国債運用では利益が見込めなくなり、少しでも利益が見込め有利な地方債の運用に変更したところである。その預替の際に生じた国債の売却益を雑入に計上している。なお、これまでは、基本財産の運用により、法人会計の経常経費に見合う収益を得られており、指定管理料を充てる必要はなかったが、近年では、基本財産の運用による収益では、経常経費を賄いきれなくなっている。そのため、指定管理料である施設管理収入の一部を充てて、収支のバランスをとることとした。

2点目の平成30年度の決算の黒字についてだが、公益法人の認定法に、収支相償に関する基準はあるが、単年度で必ず収支が均衡あるいは、損失を計上することまでを求められてはいない。事業は年度により収支に変動があるため、中長期的に収支が均衡することが確認されれば、本基準は満たすものとされている。財団の経営としては、長期的な視点で収支を均衡させていくように考えている。

伊藤評議員 1点目について、指定管理料は、公益事業会計、収益事業会計に加え、法人会計にも振り分けられているが、市からの支払いの方法が変わったのか。あるいは、財団の会計処理上の都合で処理したということか。

近藤事務局長 指定管理料は、施設の管理運営に質するために必要な経費であり、法人の維持管理に必要な法人会計の経常収益に計上することは、その趣旨にそうものであると考えている。

伊藤評議員 2点目について、決算が黒字になったこと自体は、法律で想定されている範囲内の運用であると考えているということだが、これに関して、国等の審査を受けることはないのか。

近藤事務局長 当財団は、都の監督を受けることになっており、単年度では収支相償を満たしていない場合であっても、事業は年度により収支に変動があり、長期的な視野に立つて行う必要があることから、ある年度において、余剰金が生じたことのみをもって「勧告」や「公益認定取り消し」されることはないことを都に確認している。なお、解消方法策等について確認するため、報告を求められることはありえる。

田村評議員 公益財団法人の利益は、将来の公益目的事業の拡充等に充てるための準備資金として扱われるため、利益は結果的に文化芸術の振興に還元されていく。民間事業者と異なり、利益の分配を行わない。今後も公益財団法人の目的に沿う運用を続ければ良いと思う。

近藤事務局長 指摘のとおり、今後も出来るだけ多く方に還元されるように努めていく。

磯崎評議員 共催事業について、事業の実施に伴うリスク分担について伺いたい。チケット販売の売上は、想定に対してプラス・マイナスあると思うが、そのリスク等の分担については、共催実施する事業者とどのような取り決めとなっているのか。

神山事業課長 当財団の共催事業の取り決めとしては、共催実施する事業者が演者の出演料を負うものとしているため、それに係るリスクを財団は負わない。そのため、共催事業では、出演料が高額になる海外のオーケストラのような事業でも、リスクを負わずに実施することが可能となる。ただし、チケットの売上がプラスになった場合のリターンは限られる。なお、共催実施する事業者には、ホール等の施設利用料を無料で借りられる等のメリットがある。

他に質疑はなく、磯崎議長が議案の承認を諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり承認された。

(4) 報告事項 ステップアップ実行プログラムと数値目標について

磯崎議長の求めに応じて、近藤事務局長から次のような説明があった。

平成26年度から5年間の予定で取り組んできた現行のステップアップ実行プログラム及び数値目標については、平成30年度が取り組みの最終年となる。この間に、実行プログラムで取り上げた取り組み事項について、すべての項目においてアクションを起こして取り組んできた。これらの取組により、財団のお客様サービス等の向上が図れたものと考えているが、引き続き前回の理事会で承認いただいた今年度からの新たな数値目標及び達成計画にもとづき、お客様サービスのより一層の向上を図っていく。

それでは、現行の実行プログラムの計画の最終年である平成30年度の実績を中心に、主な取り組み事項について進捗結果を報告させていただく。

初めに、項番1からのルネこだいらと財団全般に関する主な取り組み事項である。

「項番1 ポラ(ンティア)モニターの導入」は、平成28年度から引き続き、一般公募で選ばれた10名の「ルネ鑑賞モニター」から、レポートや意見をいただき、事業運営の参考とするなど、

業務改善に努めた。

「項番3 意向調査とその反映のレベルアップ」は、平成31年3月に各ホールや練習室等の利用者を対象としたアンケートを実施し、意見・要望等を伺った。アンケートの結果からは概ね良好な回答を得られることができたが、今後も引き続き利用者の声に耳を傾け、会館運営に努めていく。

「項番4 チケットのインターネット予約機能の導入」、「項番5 チケット代金のクレジット決済サービスの導入」、「項番6 施設のインターネット予約の導入」は、いずれも、平成28年11月からインターネットを利用したサービスの提供を開始した。

「項番8 学校吹奏楽部全国大会出場記念演奏会の開催」、「項番9 吹奏楽フェスティバルの開催」、「項番10 吹奏楽クリニックの実施」、「項番11 プロ吹奏楽奏者との合同演奏会の開催」は、いずれも、吹奏楽のまちこだいらの実現として毎年取り組んでいるもので、平成30年度の実績は記載のとおりだが、今後も吹奏楽のまちこだいらを推進するため、引き続き取り組んでいく。

「項番13 地元アーティスト登録・派遣制度の構築」は、地元人材の活用と地域活性化のために、地元アーティスト登録・派遣制度を構築した。ルネこだいら情報誌に「アーティストバンクこだいら」の登録者募集記事を掲載するなど、登録者の募集を行い、平成30年度末現在では楽器演奏者を中心に104組のアーティストの登録がある。

「項番14 市民主催コンサートお手伝い事業の実施」は、平成29年度から、「アーティストバンクこだいら」登録者の市民が主催するイベントへの派遣紹介を開始し、平成30年度は13団体へ延べ19組のアーティストを派遣した。

「項番16 平櫛田中彫刻美術館との連携事業の実施」は、平櫛田中彫刻美術館等と毎年連携して、彫刻に関する企画事業を実施している。平成30年度は、7月28日(土)と29日(日)の2日間で、平櫛田中彫刻美術館と武蔵野美術大学との共催事業として、「彫刻ワークショップ平櫛田中彫刻美術館の彫刻道場」と題し、ルネこだいら展示室において武蔵野美術大学の学生の協力も得ながら木彫制作等を体験するワークショップを開催した。また、美術館との共催事業として、津軽三味線のコンサートを美術館園庭で実施した。

「項番19 無料ロビーコンサートの開催や情報ロビーのさらなる活用」は、「アーティストバンクこだいら」の登録者のうち5組を選考して、「2018ルネこだいら夏休みフェスタ」のロビーコンサート企画に参加していただいた。

「項番21 避難訓練付き公演の実施」は、毎年実施している避難訓練コンサートを、平成30年度は大ホールを会場として実施した。公演中のテロ発生を想定し、お客様を避難誘導する訓練を警察の協力も得ながら実施し、職員のスキルアップを図った。

「項番22 ホームページ等の広告宣伝の充実」は、ツイッターについては、自主事業等に関してよりきめ細やかな情報発信に努めるとともに、平成29年度からは、新たにフェイスブック、インスタグラムによる情報発信を開始した。また、ルネこだいら情報紙及び施設案内パンフレットをリニューアルするなど、広報宣伝の充実を図った。

「項番28 広告収入の確保」は、ルネこだいら情報紙をリニューアルし、平成28年度から新たに有料の広告欄を設けた。以降毎年広告収入を確保し、平成30年度は年間973,500円の収入があった。

「項番31 計画的な施設修繕」は、財団で実施可能な修繕については、年度毎に作成している修繕計画に基づき計画的に実施している。平成30年度の主な修繕としては、大ホール舞台照明設

備の調光操作卓交換修繕や自動ドア部品交換修繕など、経年劣化に対するもののほか、中ホール等非常階段の手すり設置修繕や情報ロビー照明器具 LED 化交換修繕を実施し、施設のレベルアップと利便性の向上も図っている。

次に項番 3 3 からのふるさと村に関連した主な取り組み事項について報告する。

「項番 3 9 他施設と連携した夏休み体験企画の実施」は、毎年行っているが、園内の建物燻蒸作業を行っている「柵茅葺屋根保存協会」と連携して、休園日に行っている燻蒸作業の見学と説明を行う「ふるさと村燻蒸体験会」を平成 3 0 年度も夏休み期間中に実施した。これにより、文化財の保護について小学生が学ぶ機会を提供した。

「項番 4 1 小平農産物の販売」は、こちらも毎年行っているが、平成 3 0 年度も小平産のブルーベリーの販売を行うとともに、JA 東京むさしと連携して、年 2 回の花苗などの直売会である「園芸大市」を実施して多くの方の来場をいただいた。

「項番 4 2 地域のボランティア、文化協会、近隣の大学等との積極的な連携」は、「灯りまつり in ふるさと村」において嘉悦大学の協力により模擬店を出店していただくとともに、園内のこれまで活用されていなかったかきの木公園を新たな会場として、市民団体が中心となり手作りした、模擬店やコンサート等を開催し、多くの来場をいただいた。

「項番 4 6 ふるさと村写真展の実施」は、「小平の四季と市民の暮らし」をテーマに公募するルネフォトコンテストの入賞作品による写真展を、園内の旧神山家住宅等において実施し、ふるさと村の魅力を多くの方に知っていただく機会となった。

「項番 4 7 積極的な広報活動の展開」は、引き続きイベント等の情報を市報等の媒体を活用して広く周知して、ふるさと村を広く知っていただき、来園いただくよう取り組んでいく。このような取り組みにより、「灯りまつり」や「昭和の結婚式」などのイベントを地元放送局の紹介番組や新聞の多摩版等に取り上げていただいた。

次に、数値目標の達成状況について、説明をさせていただく。

先に報告した個々の実行プログラムの実施により、数値目標を達成できるよう取り組んできたが、現行の数値目標についても平成 3 0 年度が最終年となっており、その結果について報告させていただく。

「数値目標 1」のルネこだいらの年間利用者数であるが、実績値は 2 7 7, 3 8 9 人で、前年度に比べ 2, 4 7 3 人の増で、目標値に対する達成率は 1 0 3 %であった。前年度から利用者が増加した主な要因としては、中ホールでのイベント等での来場者が多かったことや展示室の使用率が伸びたことなどが挙げられる。

当初の目標値は 2 7 万人となっており、目標を達成することができた。今年度からの新たな数値目標では、この 2 7 万人以上を確保する目標を掲げており、引き続き多くの方に来場いただくよう取り組んでいく。

「数値目標 2」のルネこだいらの施設使用率は、8 3. 6 %となり、前年度と比すると 1. 4 ポイントの増となった。前年度から使用率が増加した主な要因としては、展示室と中ホールの使用率が大きく伸びたことに伴い、施設全体の使用率が増となったものととらえている。

当初の目標値は 8 5. 0 %となっており、その数値に 1. 4 ポイント及ばなかった。この 5 年間の使用率の実績では、年度により増減はあるもののほぼ横ばいとなっているが、今後とも多くの方

に施設を利用いただけるよう努めていく。

「数値目標3」のルネこだいらにおける自主事業のチケット販売率は、実績値が80.00%、前年度と比べ3.62ポイントの増となった。前年度から販売率が増加した主な要因としては、チケットが完売した公演が前年度実績の8本から2本増えて10本となり、また、販売率が90%を超える公演も前年度より2本増えて13本となるなど好調であった。

当初の目標値は85.0%となっており、その数値に5.0ポイント及ばなかった。この5年間の販売率の実績では、年度により増減はあるもののほぼ横ばいとなっているが、今後とも多くの方に自主事業にお越しいただけるよう努めていく。

「数値目標4」のルネこだいら友の会の会員数は、実績値が3,105人、前年度と比べ15人の増、目標値に対する達成率は、88.7%となった。前年度から会員数が増加した主な要因としては、「南こうせつコンサート」、「春風亭小朝独演会」や「加藤登紀子コンサート」のチケット発売前に申込者が増えた。

当初の目標値は3,500人となっており、その数値に395人及ばなかった。この5年間の会員数の実績では、増加傾向となっているが、今後とも魅力のある事業を実施するなど、多くの方に加入いただけるよう努めていく。

「数値目標5」のふるさと村の入場者数は、実績値が59,578人、前年度と比べ2,361人の減となった。4月～9月にかけての雨天や酷暑の影響などから、昨年と比較して大幅に入場者が減少している。

当初の目標値は57,000人となっており、目標を達成することができた。しかし、この5年間の入場者数の実績では減少傾向となっており、天候の影響が主な要因と考えているが、事業全体についても何らかの原因がなかったか検証している。今年度からの新たな数値目標では、6万人以上を確保する目標を掲げており、今後とも適切な事業を実施するなどして、多くの方に来園いただけるよう努めていく。

事務局からの説明後、質疑に入った。その要旨は次のとおりである。

伊藤評議員 次期の5年間では、「ステップアップ実行プログラム」はなくなるのか。

近藤事務局長 次期の5年間は、新たな「数値目標」と「数値目標達成計画」を設定するため、これまでの「ステップアップ実行プログラム」はなくなる。

伊藤評議員 従来型の「ステップアップ実行プログラム」と次期の5年間で設定する「数値目標達成計画」は、作り方・内容が大きく変わっている。従来の「ステップアップ実行プログラム」は、財団の運営や営業に関する事項についても触れられていたため、財団の運営の努力が見えていた。「数値目標達成計画」はそうした項目がないため、例えば、事業報告・財務諸表等の冊子のP31の「その他この法人の目的を推進するために必要な事業」に、これまでの取り組み事項等を記述してみはどうか。

近藤事務局長 今後、財団内で検討させていただく。

田村評議員 「ステップアップ実行プログラム」は、進捗状況が数字で検証できない内容や抽象的なものもあり、数値目標を達成させるためのPDCAサイクルがうまく機能していない項目も見受けられた。今後は、「数値目標達成計画」に置き換わるが、進捗状況の測定方法等も検討し、数値目標を達成させるための具体的な計画を進めてもらいた

い。

近藤事務局長 次期の数値目標は、来場者・来園者の満足度に関する内容を中心に設定している。

「数値目標達成計画」はこれに繋がる事業等を計画しており、今後は数値目標を達成させるために、「数値目標達成計画」を推進していく。

田村評議員 是非、具体的な活動に繋がるよう、コントロールしていただきたい。

その他に質疑はなかった。

(5) 第2号議案から第8号議案「公益財団法人小平市文化振興財団理事及び監事の選任について」磯崎議長の求めに応じて、近藤事務局長から次のような説明があった。

第2号議案から第8号議案まで、同種のものであるため、一括して説明させていただく。現在の理事及び監事の任期は、平成30年度のうち最終のものに関する定時評議員会までとなっていることから、令和元年6月19日、つまり、本日の定時評議員会までとなっている。そこで、次期の理事及び監事について選任いただくものである。資料の「公益財団法人小平市文化振興財団理事・監事候補者推薦名簿」をご覧ください。理事の候補者は、これまでの経験を踏まえて継続的な指導をいただくため、教山裕一郎氏、栗山丈弘氏、剣持庸一氏、篠宮智己氏、玉置善己氏の5名の理事を提案させていただく。

また、久保田監事、松岡監事については、任期満了により退任される意向である。そのため、新たな監事候補者として2名の方を提案させていただく。

まず、一人目は、市内在住で、前小平市教育委員会教育長の経験等をも踏まえた専門的な知見に基づく、指導等をいただくため、関口徹夫氏である。

二人目は、市内で税理士事務所を開いておられ、税理士としての専門的な知見に基づく指導等いただくため、高橋昭氏である。

なお、任期であるが、令和元年6月19日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会までである。つまり、令和3年度に開催される、令和2年度の決算にかかる定時評議員会までである。

説明は以上である。

事務局からの説明後、特に質疑はなく、1人ずつ決議することとなり、磯崎議長が第2号議案公益財団法人小平市文化振興財団理事に教山裕一郎氏を選任することについて承認を諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり承認された。

続いて、磯崎議長が第3号議案 公益財団法人小平市文化振興財団理事に栗山丈弘氏を選任することについて承認を諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり承認された。

続いて、磯崎議長が第4号議案 公益財団法人小平市文化振興財団理事に剣持庸一氏を選任することについて承認を諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり承認された。

続いて、磯崎議長が第5号議案 公益財団法人小平市文化振興財団理事に篠宮智己氏を選任することについて承認を諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり承認された。

続いて、磯崎議長が第6号議案 公益財団法人小平市文化振興財団理事に玉置善己氏を選任することについて承認を諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり承認された。

続いて、磯崎議長が第7号議案 公益財団法人小平市文化振興財団監事に関口徹夫氏を選任することについて承認を諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり承認された。

続いて、磯崎議長が第8号議案 公益財団法人小平市文化振興財団監事に高橋昭氏を選任することについて承認を諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり承認された。

(6) その他

近藤事務局長から、次のような報告があった。

前回3月の評議員会で、質問をいただいた件について、6点ほど補足説明させていただく。

1点目として、収支予算書は、公益目的事業会計・収益事業会計・法人会計と分けて計上しているが、この会計体系は何かの基準に基づいているのか、という質問をいただいていた。これについては、平成20年4月11日に、内閣府（公益認定等委員会）が示した、「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用方針」に基づいているものである。

2点目として、公益法人に課される公益目的事業の比率の決まりはあるのか、という質問をいただいていた。これについては、公益法人認定法第15条により公益法人は、毎事業年度における公益目的事業費率が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならないとされている。公益目的事業の比率とは、公益目的事業会計額、収益事業会計額、法人会計額の合計額に対する割合をいう。

3点目として、収支相償の解釈・運用について、情報収集等を行っていただき、次回の評議委員会で報告してもらいたい、という質問をいただいていた。これについては、収支相償の考え方について、内閣府公益認定等委員会の「新しい公益法人制度に係る質問への回答」（FAQ・V-2-③）において、収入が支出を上回り剰余金がある場合の判断について述べられており、次のとおりである。

まず、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないという基準（公益法人認定法第5条、同第14条）は、公益目的事業は不特定多数かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであり（公益法人認定法第2条第4項）、無償又低廉な価格設定などによって受益者の範囲を可能な限り拡大することが求められていることから、設けられたものである。

一方で、事業は年度により収支に変動があり、また長期的な視野に立つて行う必要があることから、本基準に基づいて単年度で必ず収支が均衡することまで求めることはしない。仮にある事業において収入が費用を上回った場合には、翌年度の当該事業に充てることなどによって、中長期では収支が相償することが確認されれば、本基準は満たすものとしている。

また、意図的又は法人運営上の認識不足によって多額の剰余金（予算）を立て多額の剰余金が出たような場合は別として、ある年度において剰余金が生じたことのみをもって「勧告」を受けたり、公益認定を取り消されたりすることはない。

また、この収支相償の考え方について、当財団を管轄する東京都生活文化局都民生活部管理法人課公益法人担当に問い合わせを行ったところ、内閣府公益認定等委員会のFAQの内容と同様の回答を得たところである。

4点目として、アンケート集計に関連して、SNS上に「いいね」を入れてもらうのも1つの方法であるがどうか、という質問をいただいていた。これについては、現在、ツイッター、インスタグラム、フェイスブックといったSNSを活用しての情報発信も行っており、その中で「いい

ね」を入れていただくことはできる状況である。

5点目として、入場者数27万人ぐらいが、近隣ホールと比較して妥当な数字である旨の分析が以前報告されていたと記憶しているがどうか、という質問をいただいていた。これについては、平成26年度からの評議員会の議事録を確認したが、入場者27万人が妥当という主旨の記録は見つからなかった。

6点目として、平成31年度より、部活動に関するガイドラインが文化庁から示されており、今後の財団の自主事業にも影響があると思われるので、その動向に注意してほしい、というご意見をいただいていた。これについては、平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が、平成30年12月には文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が通知され、その中では中学校等の部活動について、1.適切な運営のための体制整備、2.合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、3.適切な休養日等の設定、4.生徒のニーズを踏まえた環境の整備、5.学校単位で参加する大会等の見直しについてのガイドラインが示されている。

財団としても、これらの学校教育の動向等については十分に注視していく。

報告は以上である。

益子総務担当係長から、今後の評議員会日程について12月に定時評議員会を予定している旨の連絡があった。

午後2時45分、磯崎議長が閉会を宣言し会議は終了した。